

働く人のここから
早期健康チェック (CHCW)
 を用いた**ストレスチェックの実践**

津田 彰
 (久留米大学)
 伏島あゆみ
 (金沢工業大学)

ストレスチェック「義務化」とは？

POINT1

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年ごとに1回、定期に（中略）検査を行わなければならない。（労働安全衛生規則より抜粋）

実施の義務を負っているのは「事業者」です。「事業者」は実施責任主体として、実施体制の決定、予算の確保を含め、ストレスチェック実施を主導して行います。

※ストレスチェックに関わる費用（外部委託費・面接にかかる費用等）は**すべて事業者の負担**となります。



ストレスチェック制度の目的

1. 労働者自身が自分のストレスを知り、貯めすぎないよう対処する
2. 医師による面接を受けて助言をもらう
3. 事業者の仕事の軽減などの措置を実施してもらう
4. 職場環境の改善につなげる
5. 「うつ」などのメンタルヘルズ不調を予防する

ストレスチェック制度が目指すメンタルヘルズ

3次予防（職場復帰支援、再発予防）

2次予防（早期発見）

1次予防（未然防止）

うつ病の早期発見をめざすものではない

POINT2

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年ごとに1回、定期に（中略）検査を行わなければならない。（労働安全衛生規則より抜粋）

※基本的には**一般定期健康診断の対象者と同様（定義①）と（定義②）**

- 【定義①】労働契約に期間の定めなし。
- 【定義②】労働契約に期間の定めあり。
 - ⇒契約期間が1年以上
 - ⇒契約更新により1年以上使用されている。

※【定義③】週間の労働時間がその事業所で行う通常の業務を行う通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上。

※【定義④】の要件を満たし、1週間の労働時間が所定労働時間のおおむね**2分の1**の場合もストレスチェックの実施が望まれます。



POINT4

労働者数50人未満の事業場のストレスチェック実施

常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務とされている。（ストレスチェック指針より抜粋）

小規模事業場は、産業医の選任・衛生委員会等の設置が義務付けられておらず、実施が難しい場合もあるため。

・**ストレスチェック実施促進のための助成金制度**
 ・実施後の面接指導支援（原則無料）
 独立行政法人労働者健康福祉機構
 /心域産業保健センター（地域窓口）

※助成金は2016年4月以降、機構にて問合せ受付



POINT3

常時使用する労働者数が**50人未満**の小規模事業場においては、当分の間、ストレスチェックの実施は努力義務とされている。（ストレスチェック指針より抜粋）

ストレスチェックを実施する対象者の人数ではなく、「常態」として使用しているかどうかで判断します。例えば週1日しか出勤しないアルバイトやパート労働者であっても、継続して雇用し、常態として使用しているのであれば、常時使用している労働者として50人のカウントに含めていただく必要があります。



POINT6

事業者は、常時使用する労働者に対し、**1年ごとに1回（定期に）**（中略）検査を行わなければならない。（労働安全衛生規則より抜粋）

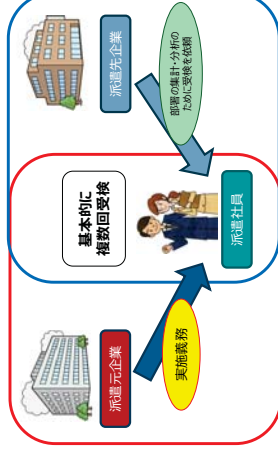
労働者健康監視人の報告義務は年1回の実施分、年複数回の実施を行う場合でも、報告は1回分だけでよい。

事業場単位で同時期に行うことが必要で、業種別は選ばれる。実施時期については衛生委員会等で検討し、全従業員に周知する。

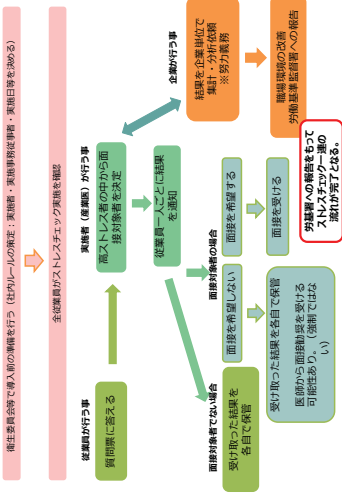
例）個別健康診断と同時期

POINT5

派遣労働者のストレスチェック実施



ストレスチェック実施の流れ

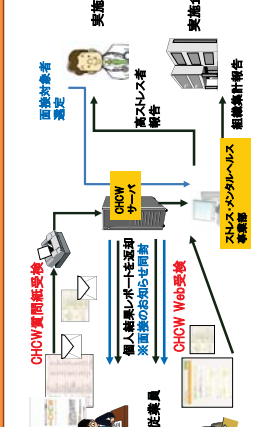


働く人のところからだの早期健康チェック (Comprehensive Health Check for Workers, CHCW) 質問紙の新規開発

厚生労働省
津田 彰、下光雅二、小田切優子、伏島あゆみ、田中芳幸、岡村尚昌、山口英世、山本哲郎、Harald Mori、Alexander Bathiyany、Amanendra N. Singh、永田勝太郎

ヴィクトール・フランクル 研究所
WHO (世界保健機構)

CHCWの特徴：フレキシブルな受検形態

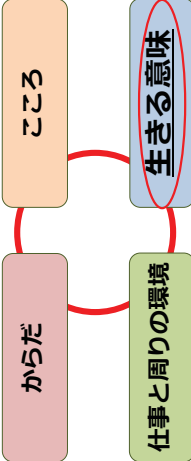


- ・質問紙受検、Web受検のどちらにも対応。(同価格)
- ・企業のニーズに応じて併用も可。

注意すべきポイント：罰則規定

労基署への実施報告書の未提出・虚偽の報告
⇒50万円以下の罰金 (労働安全衛生法)

ストレスチェックを実施していない状態で、メンタルヘルズ不調による事件が発生した場合、**安全配慮義務違反**を問われる可能性が大い。



人間を、身体・心理・社会・社会的立場等あらゆる角度から判断する様。

5分でできる職場のストレスセルフチェック

ストレスチェックを始める

このチェックは、職場のストレスチェックの結果をもとに、個人ごとのストレスチェック結果を算出します。

変更履歴

変更履歴

変更履歴

変更履歴

変更履歴

厚労省ストレスチェックとCHCWとの相関性
監修：永田 勝太郎先生

同一人物が厚労省ストレスチェックと「CHCW」を両方受検した際、結果に相関性があるかを調べた結果、有意な相関があることが分かった。よって、得られる情報には差がない。

厚労省ストレスチェックは項目数が57問に対し、「CHCW」の項目数は42問であるため、項目数が少なく、受検者の心理的負担は少ない。

また、「CHCW」では、質問項目と回答項目が文章形式になっていて分かり易い。さらに、厚労省ストレスチェックの各項目は回答が区別している質問が多く、回答するのにより考えなければならないものも多かった。

「CHCW」では、受検者の心理的負担や手間を減らす事で、受検率の向上が見込め、組織集計の精度がより高くなる事が予想される。